

た上、提出されている。

C=なし

(寝屋川市)

地区=②磯島

A=なし

B=否

理由：当該地区下流の枚方市出口地区に寝屋川市水道取水口があり、水上オートバイに起因する揮発性有機化学物質による影響が懸念される。

C=なし

(守口市)

地区=④一津屋、⑤大桐

A=なし

B=否

理由：(④)一津屋地区付近には大阪府、大阪市、守口市などの水道の取水口があり、水上オートバイに起因する揮発性有機化学物質による影響が懸念される。

(⑤)大桐地区の発着候補地点の真向かい側の対岸側に大規模マンション（4棟、15～19階建、約900戸）があり、水上オートバイの利用で住民の生活に影響する恐れがある。

C=なし

以上のとおり、各市とも水上オートバイの実施については、否である。

なお、大阪市（対象地区④一津屋、⑤大桐、⑥赤川、⑦柴島、⑧新北野）については、Aについては「なし」で、B Cについては意見調整できないという回答をいただいている。

Aについて、建設省への苦情等は、別紙一覧表のとおりである。

淀川における水上バイクに対する問い合わせ・苦情一覧

近畿地方建設局

日付	相手方		場所		問い合わせ・苦情			手段
	団体	個人	距離	標地	先内	内容		
H11.4.27		○	右岸 7.0km	十三大橋		車止めの鍵を勝手に開けて、水上バイクをしている。(車20台、水上バイク20台)遊泳者もいるので一緒だと危険。知らない人が開放していると思い、閉め出しがなり問題がある。(喧嘩など)		TEL
H11.5.25	○		10. 8km~下流	淀川大堰下流		野鳥の会から水上バイクに関する問い合わせがあった。水上バイクの航行について法的規制はあるのか。		TEL
H11.5.31		○	左岸13.8km	太子橋地区		車止めを開き、水上バイクを河川敷にいれている者がいる。		TEL
H11.6.3		○	左岸 11.0km	桜宮高校の裏		車止めの鍵を勝手に開けて(車止めの開放時間以前の早朝から)、河川敷に車で進入し、水上バイクをしている。河川公園内は多数子供が遊んでおり危険である。		TEL
H11.6.15		○	左岸12. 0km	城東貨物線		水上バイクの騒音を取り締まってほしい。		TEL
H11.7.8		○	右岸 16. 2km	一津屋地区		一津屋地区で水上バイク利用のための車の乗り入れはできなくなるのか。		TEL
H11.7.23	○		右岸25. 8km	枚方大橋付近		水上バイクが数台入っていたので(7/20)、入れないように取り締まってほしい。		TEL
H11.8.9		○		淀川全域		淀川で水上バイクや水上スキーは禁止されているのか、また、2~3年前から水上バイクが淀川では無くなつたと聞いているが、どういう状況なのか。		TEL
H11.8.26		○	8. 0km付近	阪急橋梁・新御堂筋線間		夜11時から12時くらいに、水上バイクが走行している。許可しているなら、そんな時間に走らせてても良いのか。許可していないなら仕方ない。		TEL
H11.10.4		○	左岸10. 8km	淀川水管橋		車止めの鍵を勝手に開けて休日に水上バイクをしている人が10人程度いる。鍵を建設省は貸与しているのか。魚釣りをしている間際まで来ており危険である。		TEL
H11.11.8		○	右岸 16. 2km	一津屋地区		①堤防工事は終わっているが以前のように車の乗り入れはできないのか。 ②9~19時の車止め解放時間を9月まで延長してほしい。		TEL

建設省

殿

平成11年11月29日

一津屋自治会

会長 阪口 英夫

一津屋地区防災公園設置に関する要請書

建設省は現在、淀川右岸一津屋地域の河川敷で、従来の「野草公園」に変えて「防災公園」の新設を計画されていますが、新しい公園は水上バイク族の淀川川面の自由使用を前提としたものであり、水上バイクの騒音と排気ガスに悩まされ続けてきた地元として、とうてい容認できるものではありません。水上族の当該地域河川利用の固定化、基地化については反対の意志を通知します。

水上バイク族問題を除外すると、防災公園化計画は管理が不十分だったこれまでの「野草公園」から、一步前進を意味するものとして評価できますが、管理体制について次項目実現の要請を行うものであります。

- I. 公園の開放日を従来通り土曜、日曜、祭日とする限定を行うこと
- II. 開放に当たっては、管理人を常駐させ監視にあたらせること。常駐用の設備を新設する
- III. 公園利用者の迷惑行為を絶つため、守口、摂津の両警察署と連携をとること
- IV. 公園開設後も、利用を巡る諸問題を解決するため地元自治会との協議、会合の場を持つこと

☆★ ラジコンヘリコプター飛行、二輪車のモトクロス的な走行など、迷惑行為は現在も継続して行われている。新設した緩傾斜堤防上には、はやくもゴミが散乱し、見苦しい状態になっている。公園を健全な状態にするには、当局のご努力に期待するところが大であります。

以上

水上オートバイを原因とする有害物質による水道水源の汚染防止措置に関する要望書

平成11年10月

淀川水質協議会

近畿地方建設局長
藤芳素生様

淀川水質協議会

会長 松井満広

大阪府水道企業管理者	松井 満 広
大阪市水道事業管理者	水谷 利 春
守口市水道事業管理者	南 信 雄
枚方市水道事業管理者	藤井 治 人
寝屋川市水道事業管理者	池本 吉 一
吹田市水道事業管理者	岡 義 治
尼崎市水道事業管理者	村上 義 光
伊丹市水道事業管理者	近井 一 雄
西宮市水道事業管理者	平瀬 和 彦
阪神水道企業団企業長	山本 第四郎

水上オートバイを原因とする有害物質による水道水源の汚染防止措置に関する要望

淀川における水道水源の水質保全につきまして、かねてから格別のご配慮を賜り深く感謝いたしております。また、平成9年に河川法が改正され、「河川環境の整備と保全」に、なお一層努められることとなり、我々淀川を水源とする水道事業体としましては、心強くもあり、大きな期待を寄せているところでもあります。

さて、淀川は近畿の住民の飲み水に使われるかけがえのない水源であり、「水質汚濁防止法」の規定に基づく大阪府の上乗せ条例や「大阪府生活環境の保全等に関する条例」においても、上水道水源地域に指定され、特別の水質保全策がとられているところであります。

淀川ではこれまで、油類や人の健康を損なうおそれのある有害物質等の流出事故がたびたび発生してまいりましたが、貴局をはじめとする行政、水道事業体等が一致協力して改善に努め、一定の成果が得られているところであります。

しかしながら、新たな汚染源として、淀川下流に位置する水道事業体の共同の取水場である一津屋取水場付近において、水上オートバイの走行が原因となり、揮発性有害有機化合物が検出されております。特に発がん性物質のベンゼンについては、環境基準(0.01mg/L)および水道水水質基準(0.01mg/L)の30%の濃度に達したところであります。また、水上オートバイの燃料にはベンゼンの他にも発がん性が疑われているMTBE(メチル-シャリーフチルエーテル)の存在も確認されています。

以上のような淀川の水道水源地域の汚濁現況は、近畿住民の貴重な水づくりをあずかる水道事業体としては、憂慮すべきことと受けとめているところであり、水上オートバイを原因とするベンゼン等の有害物質による汚染防止について、特段のご配慮をお願いいたします。